第１１章

基準・認証制度

１．ルールの外観

（１）ルールの背景

①基準・認証制度とは

産品の品質等に関する「基準」及び特定の産品がその基準に適合しているかについて判断する「認証」（以下、併せて「基準・認証制度」という。）は、各国において、健康保護、消費者保護、環境保護、品質要求、情報提供等、さまざまな政策目的のために導入される国内措置である。このような措置は、本来、正当な政策目的のために導入されるものであり、貿易制限を目的としたものではない。しかしながら、基準又は認証に関し、国産品と輸入品を差別的に取り扱う場合や、国産品と輸入品を同様に規律していてもそれが過剰な規制である場合等は、基準・認証制度が貿易制限的な効果を持つことがある。

関税引き上げや輸入許可制度等、国境での水際措置による従来型の貿易制限措置については、過去のGATT・WTO 交渉を通じて徐々にルール化が進められ、その是正が図られてきた。一方、そうした水際での貿易制限措置の是正が進む中、国境を越える貿易・経済取引が増加するに伴い、基準・認証制度のような国内措置の貿易制限措置的側面が顕在化してきており、非関税障壁（non-tariff barriers：NTB）を構築するものとして注目を集めるようになっている[12]。

②歴史的背景

従来、基準・認証制度を含む国内規制は各国の国内規制権限の範疇と考えられる向きが強く、実際、当初のGATT・WTO 交渉は水際措置のルール化を主要目的としており、国内規制の規律に対して積極的ではなかった。実態的にも、各国の製品規制には、気候・地理的要因等の違いによって合理的な差異が認められる場合がある。従って、基準・認証制度については、国際的に規制そのものを統一することが必ずしも公正かつ合理的ではない側面がある。他方、各国が個別に技術的な基準を作成し、これらの規制調和のメカニズムがないような状況下においては、各国ごとの基準間の差異が企業の国境を越える貿易取引の不必要な障害になり得、全体としての経済厚生が下がる場合がある。また、何らかの偽装された政策目的を掲げつつも、実際には国内産業を保護する目的で基準・認証制度が策定される場合がある。さらに、各国における基準策定のプロセスが不透明なために、突然の基準変更や産業界にとって高コストな基準策定が行われる場合がある。基準・認証制度に係る国際ルールは、こうした貿易自由化の利益と、基準・認証制度を策定する国内規制権限を調整する形で発展してきた。

当初の取組は、非政府の国際機関において国際的な基準を策定し、なるべく多くの国で当該基準が採用されることを目指して行われた。国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization）、

[1] 2005 年度のWTO 年次報告書（世界貿易報告書）では、「貿易、基準及びWTO の関係性」と題し、正当な政策目的と貿易障壁の緊張関係にスポットを当てている。また、2012 年度の同報告書においても、「貿易と公共政策：21 世紀における非関税措置の精査」と題し、TBT 協定・SPS 協定を中心に、最近のNTB を整理するとともに、NTB が貿易に与える影響や、NTB の分野における国際協力の動向等をまとめている。

[2] NTB の対象は非常に広く、内国税、国内規制措置、アンチ・ダンピング、相殺関税、原産地規制、数量制限、補助金等が含まれる（2012 年WTO 年次報告書）。

国際電気標準会議（IEC：International Electrotechnical Commission）、国際電気通信連合（ITU：International telecommunication Union）、FAO/WHO 合同食品規格委員会（Joint FAO/WHO：Food Standards Programme Codex Alimentarius Commission）といった国際機関における、様々な国際標準の策定及び当該国際標準を通じての基準・認証制度の促進の取組がそれにあたる。

GATT・WTO 体制において策定された国際ルールとしては、1979 年に合意に至った東京ラウンドで、「貿易の技術的障害に関する協定（Agreement on Technical Barriers to Trade：いわゆる「GATT スタンダード・コード」）」がある。GATT スタンダード・コードはあくまで任意の加盟国間での合意だった。しかし、各国内の基準・認証制度が貿易の技術的障害として不必要な貿易障壁になることのないよう、GATT スタンダード・コードには、内外差別的な強制規格の禁止、強制規格の制定・改正時の手続の透明性の確保等の規定が設けられた。同協定では、品質・性能等の産品の特性（スペック）を規律する国内措置のみが対象とされ、生産工程や生産方法（Processes and Production Methods：以下、「PPM」）といった、産品が生産されるプロセスを規律する国内措置は対象外とされていた。このように、GATT スタンダード・コードの内容とこれを遵守する対象国は限定的ではあったが、貿易自由化の利益と、基準・認証制度を策定する各国の国内規制権限を調整するルールが初めて合意されたことには大きな意義があった。

その後、1995 年に終結したウルグアイ・ラウンドで、GATT スタンダード・コードは全加盟国による合意である「貿易の技術的障害に関する協定（Agreement on Technical Barriers to Trade）」（以下、「TBT 協定」という。）に発展解消された。TBT 協定においては、加盟国の義務の明確化及び強化がなされ、PPM を規律する国内措置も対象に含まれた。また、国際規格を基礎とした強制規格の策定（TBT 協定第 2.4 条）及び国際標準化活動への積極的参加（TBT 協定第 2.5 条）等、基準・認証制度の国際的な調和を推進する条項が含まれている。また、衛生植物検疫措置に関する規律についても、基準・認証制度と同様の観点からウルグアイ・ラウンド農業交渉の一環として交渉され、最終合意においては、農業協定からは切り離された形で、「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures）」（以下、「SPS 協定」という。）として合意された。TBT 協定及び SPS 協定は、ウルグアイ・ラウンド合意の一部として全加盟国が一括受諾したため、対象国の大幅拡大という点においても規律の強化が図られた。

（2）法的規律の概要

①GATT と TBT 協定・SPS 協定の関係

基準・認証制度に関する規律の全体像を理解するために、まずは WTO 協定の基本規程である GATT の規定の中で基準・認証制度にも関連する主要な規定を整理することとする。まず、WTO 加盟国は、輸入に影響を与える法令及び要件に関し、他の WTO 加盟国からの輸入品について、同種の国産品より不利でない待遇（GATT 第 3 条 4 項）を付与しなければならず、国によって差別的に扱ってはならない（GATT 第 1 条 1 項）。また、産品の販売、分配、輸送、検査、加工等に影響を及ぼす法令、措置の公表が義務付けられている（GATT 第 10 条 1 項）。他方、産品の分類、販売等に関する基準の適用をするために必要な場合には、輸出入の禁止、制限を行うことができるとされている（GATT 第 11 条 2 項 b）。

GATT 第 3 条 4 項と TBT 協定第 2.1 条の適用範囲については、両者は相当程度重複している。例えば、GATT 第 3 条 4 項は、「輸入に影響を与える法令及び要件」に関し、「他の WTO 加盟国からの輸入品」について、「同種の国産品より不利でない待遇」を付与する義務を WTO 加盟国に課している一方で、TBT 協定第 2.1 条は、「強制規格」に関し、「他の WTO 加盟国からの輸入品」について、「同種の国産品より不利でない待遇を付与する義務」を WTO 加盟国に課している。他方、GATT と TBT 協定の適用範囲及び規制内容は異なるところもある。GATT 第 3 条 4 項の対象措置は、「輸入国における、輸入に影響を与える法令及び要件（law, regulation and requirement）のうち、関税、輸入税等の金銭支払義務（GATT 第 3 条 1 項、第 3 条 2 項）を除く全ての措置」であり、遵守が任意の要件（requirement）も適用対象に含まれる（インド - 自動車事件（DS146、175））一方で、TBT 協定第 2.1 条における対象措置は、「強制規格」に限られる。

この点に関し、先例上、EC―アスベスト事件（DS135）の上級委員会は、「TBT 協定は、GATT よりも限定された措置に対し、特別の法的義務を課している」と判示

し、GATT と TBT 協定がいわば一般法と特別法の関係にあることを示していたが、最近の米国―マグロⅡ事件（DS381）の上級委員会は、「TBT 協定第 2.1 条と GATT 第 3 条 4 項の対象範囲と内容は異なる」と判示し、TBT 協定第 2.1 条の判断のみを行い GATT 第 3 条 4 項の判断を避けたパネルを批判した。今後は、WTO 紛争解決手続において、GATT 及び TBT 協定が重畳適用される場面も多くなると思われる。

②TBT 協定

（ａ）対象産品及び TBT 協定の三本柱

TBT 協定は、強制規格（technical regulation）、任意規格（standard）、適合性評価手続（conformity assessment）を三本柱とし、基準・認証制度が国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないよう、国際的な規制調和や相互承認を促進するとともに、貿易自由化の利益と加盟国の利益を調整する様々な仕組みを設けている。

TBT 協定の対象産品は、工業品だけでなく、農産品を含む全ての産品である（TBT 協定第 1.3 条）。ただし、衛生植物検疫措置は SPS 協定において、政府機関が自らの生産、消費のために作成する調達仕様は政府調達協定において規律され、TBT 協定の適用除外とされている（TBT 協定第 1.4 条、第 1.5 条。政府調達協定の詳細は、第Ⅱ部第 14 章参照）。

「強制規格」は、産品の特性又は PPM について規律する文書であって、その遵守が義務付けられているものをいう。「任意規格」は、その遵守が任意であるものをいい、日本における代表的な任意規格としては、日本工業規格（JIS）や日本農林規格（JAS）が挙げられる。TBT 協定は、GATT スタンダード・コードと異なり、品質、性能等の産品の特性（スペック）を規律する国内措置だけでなく、PPM を規律する国内措置も、適用対象に含む（TBT 協定附属書 1 の 1 項、2 項）。さらに、（原産地表示規制等の）ラベリング規制や包装規制も強制規格・任意規格に含まれる（TBT 協定前文）。したがって、TBT 協定の対象産品と併せ考えると、強制規格は、広く製品規制に及ぶといえる。「適合性評価手続」は、ある産品が基準に適合しているかどうかを判断する一連の手続をいう。具体的には、産品のサンプリング、試験・検査、適合性の評価・確認・保証手続、登録・認可・承認手続等を含むとされている（TBT 協定附属書 1 の 3 項）。

強制規格の定義の解釈は、WTO 紛争解決手続においてもしばしば争われ、明確化されてきた。EC―アスベスト事件（DS135）、EC―イワシ事件（DS231）において、強制規格の 3 要件が明らかにされた。すなわち、①当該規制の対象産品が特定できる（identifiable）こと、②当該規制が産品の特性を規律していること、③当該規制の遵守が義務付けられていることである。実務上、強制規格の 3 要件は、「TBT 通報」の要否を判断する際にも参照される（（b）（iv）参照）。

1 つ目及び 2 つ目の要件「当該規制の対象産品が特定されており、当該規制が産品の特性を規律していること」を明確にした先例は、EC―アスベスト事件（DS135）である。同事件においては、アスベストの製造、加工、販売、輸入を禁止したフランスの措置が、TBT 協定第 2 条に違反するか否かが争われた。パネルは、当該措置は、アスベストを含む全製品を対象にしている点で対象産品が特定されておらず、また、一般に禁止措置自体は製品の特性を規律するものではないとして、上記の 2 要件を満たさないと判示した。他方、上級委員会はこの判断を覆し、措置の対象産品が名称等によって具体的に特定されている必要はなく、当該措置は、対象産品は「全ての（アスベストを原料として含みうる）製品」と特定でき、全製品に対する「アスベストを含んではならない」という禁止措置も否定的な形の特性を求める点で、上記 2 要件を満たすと判示した（産品の特性は肯定的な形でも否定的な形でも規律され得る）[3]。

また、上級委員会は、EC―アザラシ事件（DS400、401）において、アザラシ及びアザラシ製品の輸出入及び域内販売を禁止する措置について、3 要件は満たされているとして強制規格性を認めたパネル判断を覆し、当該措置の例外要件（アザラシ製品の輸出入及び域内販売が許容される要件）は、「アザラシを原料として含んではならない」という形で産品の特性を規律しているのではなく、狩猟者の特性・狩猟方法・狩猟目的によって輸入を禁止あるいは許可しているため、産品の特性を規律するものではないとして、強制規格性を否定した（なお、PPM を規律するものとして強制規格性が認められるか否かは別途問題となりうるが、上級委

[3] EC - アスベスト事件によれば、全製品を対象とした規制も強制規格として扱われることになる。しかしながら、少なくともこれまでの実務上、TBT 通報や TBT 委員会の対象となる規制の多くは、対象産品がある程度特定された規制であり、全製品を対象とした規制はほとんど議論されていない。

員会は当該論点についてはパネル段階で議論が尽くされていないとして判断していない）。

3 つ目の要件「当該規制の遵守が義務付けられていること」を明確にした先例は、米国―マグロⅡ事件（DS381）及び米国―COOL 事件（DS384、386）である。米国―マグロⅡ事件（DS381）では、特定の漁法によらず水揚げされたマグロについて、イルカに対する安全性表示を禁止する表示規制が争われた。なお本件では、イルカへの安全性表示がなくともマグロ製品の米国市場での流通・販売が認められていた。パネルは、地理的表示（TRIPS 協定第 22 条）に関し、「特定の地理的表示をすることを禁じる措置は、遵守が義務付けられている」判示した先例（EC―GI 事件（DS290））を引用しつつ、本表示規制も同様に、「特定の漁法でなければ表示ができない」という点で、遵守が義務付けられていると判示した（ただしパネリストの一人は、表示がなくとも市場で製品販売できる場合は義務的な要件とは言えないと反対意見を出していた）。上級委員会は、「本表示を行わなくても、米国市場での販売は可能であるため、本表示規制の遵守は義務付けられていない」との米国の主張を退け、市場での販売可能性は本要件の判断においては無関係であり、パネルの判断を維持した。これに対し、米国―COOL 事件（DS384、386）のパネルは、COOL 措置そのものについては強制規格性を認めたものの、関連措置（規定を上回る内容について任意の履行を促す農務長官のレター）に関して、文言上、規制の遵守が任意である場合（might、should、would、voluntary 等）においても、事実上（de facto）義務付けられているか否かを判断する必要があると判示しつつ、当該関連措置については強制性を否定した（なお、上級委員会においては、米国が上記レターを撤回したことを受けて当該レターに関する主張は取り下げられたため、本論点は争点になっていない。）。

（b）加盟国の義務

TBT 協定上、WTO 加盟国はさまざまな義務を課せられている。TBT 協定上の加盟国の義務は、強制規格、任意規格、適合性評価手続（以下、「強制規格等」という。）の内容に関する実体的規律（下記(i)から(iii)）と、強制規格等の制定プロセスにおける手続的規律（下記（iv））に分類できる。

以下、強制規格に関する加盟国の主要な義務を説明する。なお、任意規格及び適合性評価手続に関する加盟国の義務は、TBT 協定上、概ね、強制規格とパラレルな規律が設けられているため、本書では説明を割愛する。これらについては、TBT 協定第 5 条（中央政府機関による適合性評価手続）及び附属書 3（任意規格の立案、制定及び適用のための適正実施規準）を参照されたい。

(i) 内国民待遇、最恵国待遇（TBT 協定 2.1 条）

WTO 加盟国は、強制規格に関し、他の WTO 加盟国からの輸入品について、同種の①国産品及び②第三国からの輸入品より不利でない待遇を付与する義務を負う（TBT 協定第 2.1 条）。本条は、輸入品と国産品（及び第三国からの輸入品）との競争条件（condition of competition）の平等を求めており、WTO 協定の基本原則である内国民待遇原則（GATT 第 1 条。第Ⅱ部第 2 章参照）及び最恵国待遇原則（GATT 第 3 条。第Ⅱ部第 1 章参照）に関する条文である。

過去の TBT 協定上の紛争解決手続において、パネル及び上級委員会は、本条の適合性を、①問題となる対象措置が強制規格であるか、②輸入品と国産品（及び第三国からの輸入品）とが同種の産品（like product）であるか、③輸入品が国産品（及び第三国からの輸入品）と比べて不利な待遇（treatment no less favourable）がなされているか、という 3 ステップで判断を行っている。

上記「同種の産品」及び「不利な待遇」の概念は、これまで、GATT 第 1 条及び第 3 条に関連して、パネル及び上級委員会により判断がなされてきた。ここでは、「不利な待遇」に関し、2 点指摘しておく。1 点目は、法的差別（法令上の国籍差別がある場合）のみならず、事実上の差別（輸入品と国産品の規制に差異を設けており、そのことにより、輸入品に不利に競争条件を変更する場合）も「不利な待遇」に含まれる点である。2 点目は、先例（EC―アスベスト事件（DS135））と異なり、米国―タバコ事件（DS406）においては、従来の先例であった「輸入品全体」と「同種の国産品」の比較ではなく、「申立国の産品」と「同種の国産品」の比較を行えば足りるとして、米国の措置は申立国の産品を不利益に扱っていると認定した。これらの判断は、いずれも、「不利な待遇」の概念を拡張するものとして注目される。TBT 協定の規律の射程を明らかにするものとして、今後のケースの蓄積が注目される。

最後に、貿易自由化の利益と加盟国の強制規格立案の権限の利益の調整は、TBT 協定第 2.1 条の解釈の中

で行われる点も重要である。TBT 協定には、GATT 第 20 条に相当する調整規定が存在しないうえ、TBT 協定第 2.1 条にも、明文の調整規定はない。この点に関し、米国―タバコ事件（DS406）において上級委員会は、国産品に比して輸入品に不利な競争条件の変更が認められる場合であっても、それが輸入品に対する差別を反映したものではなく、専ら「正当な規制上の区別（legitimate regulatory distinction）」に起因する場合、TBT 協定第 2.1 条上の「不利な待遇」に当たらず同条違反にはならないとされた。そして、より具体的には、強制規格のデザイン、構成、構造、運用、適用等の事実関係を精査し、輸入品を公平に（even-handed)扱っているかが判断された。上記判断基準は、本判断以降に公表された米国―マグロⅡ事件（DS381）及び米国―COOL 事件（DS384、386）[4]の各報告書でも踏襲されている。

（ⅱ）必要性ルール（TBT 協定第 2.2 条）

WTO 加盟国は、正当な目的が達成できないことによって生ずる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的な強制規格を導入してはならない（TBT 協定第 2.2 条）。本条は、TBT 協定第 2.1 条と異なり、輸入品と国産品を同様に扱う場合や、そもそも国産品が存在しない場合にも適用される。また、本条は、いかなる政策目的を有する強制規格が TBT 協定上許容されるかという「必要性ルール（necessity test）」に関する条文であり、TBT 第 2.1 条（の適用除外の検討）と同様に、貿易自由化の利益と加盟国の強制規格立案の利益を調整する機能を担っている。

過去の TBT 協定上の紛争解決手続において、パネル及び上級委員会は、本条の適合性を、①問題となる強制規格が正当な目的（a legitimate objective）を達成（fulfill）するか、②問題となる強制規格が正当な目的を達成するために必要以上に貿易制限的（more trade-restrictive than necessary）であるか、という 2 ステップで判断を行っている（米国―マグロⅡ事件（DS381）及び米国―COOL 事件（DS384、386））。

「正当な目的」とは、TBT 協定上、「国家の安全保障上の必要」、「詐欺的な行為の防止」、「人の健康、安全の保護」、「動物、植物の生命、健康の保護」、「環境の保全」の 5 つが列挙されている。これらは例示列挙であり、上記以外の目的を有する強制規格を排除するものではない。この点、GATT 第 20 条が 10 の正当化事由を限定列挙している点と異なっている。先例によれば、「正当な目的」については、強制規格の文面や立法経緯、その他強制規格の構造と運用等に照らして確定されると判示されている（米国―マグロⅡ事件（DS381））。また、正当な目的の「達成」については、閾値は存在しないと判示されている（米国―COOL 事件（DS384、386））。

「必要以上に貿易制限的」の判断は、①当該強制規格の目的に対する貢献の程度、②当該強制規格による貿易制限の程度、③強制規格の目的を達成できないことによるリスクの全体的な衡量（holistic weighing and balancing）が必要であるとされ、また、これらの要素の分析方法について、いずれかの特定の要素が正確に定量化できず定性的にしか分析できない場合であっても、パネルは分析を中止して立証責任が果たされていないと結論づけてはならず、衡量を行わなければならないとされる。さらに、通常のケースにおいては、具体的に上記の 3 点について、当該強制規格と合理的に利用可能な考えうる代替措置を比較して検討することとされた。すなわち、具体的には、①当該強制規格と同じ政策目的を達成する、より制限的でない代替措置があるか、②当該代替措置は、当該強制規格と同程度に正当な目的を達成するか、③目的を達成できない場合のリスク、及び④当該代替措置が合理的に利用可能かの考慮を要するとされる（米国―マグロⅡ事件（DS381）及び米国―COOL 事件（DS384、386））。

以上の必要性ルールをまとめると、極めて緊急かつ重要な政策目的を達成するための強制規格は、規制水準が相当程度高くても、TBT 協定第 2.2 条違反にはならないと思われる。他方で、あまり重要でない政策目的を達成するための強制規格は、規制水準も低くなければ、TBT 協定 2.2 条違反になると思われる。なお、上級委員会は、本条違反が争われた 4 つの先例（米国―マグロⅡ事件（DS381）、米国―COOL 事件（DS384、386）、EC―アザラシ事件（DS400、401）及び米国―タバコ事件（DS406））のいずれも、本条違反を認定しなかった（但し EC―アザラシ事件で上級委員会は本措置の強制規格性を否定し、本条を含む TBT 協定違反について判断していない）。本条違反と判断されることのハードルが高いのか低いのかについては、今後のケー

[4] なお、EC―アザラシ事件（DS400、401）では、パネルは本文中の判断基準を採用したが、上級委員会は強制規格性を認めず TBT2.1 条の検討に至らなかった。

スが待たれる。

（iii）国際規格を基礎とした強制規格等の策定（TBT 協定 2.4 条）

WTO 加盟国は、関連する国際規格が存在する又は制定が間近であるときは、当該国際規格を強制規格の基礎として用いる義務を負う。但し、気候上の又は地理的な要因や基本的な技術的問題等により、国際規格が強制規格の正当な目的を達成する方法として効果的でなく、または適当でない場合には、国際規格を基礎する必要はないとされている（TBT 協定第 2.4 条）。

米国―マグロⅡ事件（DS381）において、パネル及び上級委員会は、本条の適合性を、①関連する国際規格が存在する又は制定が間近であるか、②当該強制規格が国際規格を基礎（as a basis for）としているか、③適用除外事由の有無、という 3 ステップで判断を行った。

「関連する国際規格」の「関連する（relevant）」とは、先例上、“to bear upon, relate to or be pertinent to”とされており、実際の判断においては、対象産品や規律事項等の類似性が考慮される（EC―イワシ事件（DS231））。「国際規格（international standard）」について、TBT 協定上の定義はないが、第 2 回 TBT 協定 3 年見直し（（d）①参照）で採択された「国際規格 6 原則」が本条の解釈指針として参照されている（米国―マグロⅡ事件（DS381））。国際規格 6 原則は、国際規格が満たすべき①透明性、②開放性、③公平性、④効率性、市場適合性、⑤一貫性、⑥途上国への配慮の 6 つの要件を定めるが、解釈指針として参照された背景には、TBT 協定 3 年見直しが WTO 全加盟国のコンセンサスで採択された文書であることが指摘されている。

なお、強制規格導入後に制定された国際規格があった場合にも、TBT 協定第 2.4 条は適用されるとするのが先例である（EC―イワシ事件（DS231））。

「国際規格を基礎としているか否か」については、先例上、当該強制規格と国際規格が同一であることまでは求められていないが、両者が強く密接な関係があり、かつ、相互に矛盾がないことが求められる（EC―イワシ事件（DS231））。

なお、適用除外に関連して、本条の立証責任（burden of proof）[5]については、類似の規律である SPS 協定の第3.1条及び第3.3条の先例(EC―ホルモン事件(DS26))と同様に、まず、申立国側が、関連する国際規格が効果的かつ適当であることを立証する義務を負うこととされた。（EC―イワシ事件（DS231））。

（iv）強制規格導入時の透明性の確保（TBT 協定 2.5 条、2.9 条～2.12 条、10 条）

TBT 協定は、WTO 加盟国が強制規格を導入する際は、WTO 加盟国の意見を受け付ける等、導入手続の透明性を確保することを義務付けている。

まず、WTO 加盟国が強制規格の制定及び改正を行う際、措置国である当該加盟国は、原則、事前に WTO 事務局に強制規格案を通知しなければならない（TBT 協定第2.9.2 条）。強制規格案が関連する国際規格に整合していない場合には、対象産品の貿易が行われていない場合を除き、措置国はこの「TBT 通報(TBT notification)」を行わなければならない（TBT 協定第 2.9 条柱書）。「制定及び改正」には、規制強化だけでなく規制緩和も含まれるが、規制撤廃の場合は、「制定及び改正」には含まれず、TBT 通報は不要と考えられる。

2017 年の通報件数は 2,585 件(内、日本からの通報は 36 件）であり、1995 年から 2017 年の総通報件数は 30,265 件（内、日本からの通報は 854 件）に上る。（図表Ⅱ－11－1）。

TBT 通報のフォーマットは定型化されており、強制規格案の内容、目的、対象産品、施行予定日、関連法令等を記載する(第 1 回 TBT 協定 3 年見直し決定文)。他の WTO 加盟国は、TBT 通報で提供された情報を参照しつつ、通報した措置国に対してコメントを行うことができる。そして、措置国は、これらのコメントを考慮する義務を負う（TBT 協定第 2.9.4 条）。また、仮に、TBT 通報を行っていない場合であっても、加盟国は措置国に対し、強制規格の正当性の説明を求めることができる（TBT 協定第 2.5 条）。

また、強制規格等の制定過程のスケジュールは、WTO 加盟国の懸念や意見を考慮し反映できるよう、以下のとおりとされている。まず、強制規格案は、原則、施行日前 6 ヵ月前までに公表されなければならない(TBT 協定第 2.12 条、2001 年 WTO 閣僚会合決議文)。TBT 通報に対するコメントは、60 日以上確保することが奨励

[5] 日本の民事訴訟法上の立証責任の概念とは異なる。WTO 法上の立証責任の概念は、まず、いずれの当事者が、違反の一応の（prima facie）立証を行うべきかを定める概念である。日本の民事訴訟法の立証責任のように、当該違反を一方当事者のみが立証し尽くすことまでは要求されていない。

されている（第２回 TBT 協定３年見直し決定文）。また、コメント期間終了から公布までの間は、提出された意見を考慮し、「十分な期間」を設けなければならない（第４回 TBT 協定３年見直し決定文）。

また、加盟国は、広く強制規格等について、他の WTO 加盟国及び利害関係者からの質問及び資料提供要求に応じる照会所（enquiry point）を設置する義務を負う（TBT 協定第 10.1 条から 10.3 条）。各国の照会所のリストは、WTO ウェブサイトに公表されている。日本においては、外務省が照会所に指定されている。さらに、先進加盟国は、他の WTO 加盟国から要請があった場合、TBT 通報が対象とする法令や、当該法令が長大な場合には、英語、フランス語、スペイン語により、当該法令の要約を提供する義務を負う（TBT 協定第 10.5 条）。

その他、WTO 加盟国は、施行済の全ての強制規格について、利害関係者が知ることができる状態を確保する義務を負う（TBT 協定第 2.11 条）。日本政府は、官報やウェブサイト等を通じて、全ての強制規格を公開している。

＜図表 II-11-1＞TBT 通報件数

参加国・地域	日本	米国	EU	中国	インド	ブラジル	ロシア	全加盟国合計
2017 年通報件数	36	295	101	59	17	119	9	2,585
WTO 加盟時からの通報件数合計	854	3,193	1,463	1,313	139	1,572	86	30,265

出典：G/TBT/40: TWENTY-THIRD ANNUAL REVIEW OF THE IMPLEMENTATION AND OPERATION OF THE TBT AGREEMENT

＜図表 II-11-2＞STC 表明件数

参加国・地域	日本	米国	EU	カナダ	メキシコ	豪州	NZ	韓国
2017 年 STC 表明（継続案件含む）	53	105	115	62	21	39	15	17
WTO 加盟時からの STC 表明件数合計	84	240	258	115	83	62	39	59

（ｃ）TBT 委員会（TBT 協定 13 条）

TBT 委員会（TBT Committee）は、WTO に設置される会議体の 1 つであり、TBT 協定の実施又は目的の達成に関する事項を扱う（TBT 協定第 13 条。なお、WTO の機構については、第Ⅱ部総論 4.「WTO の機構」参照）。

TBT 委員会においては、強制規格等による各国の保護主義的措置の議論「特定の貿易上の懸念（Specific Trade Concern：STC）」を中心に、TBT 協定に関するガイドラインの作成（TBT 協定３年見直し。(d) 参照。）や、各国の経験の共有等を行っている。第Ｉ部の各国の個別措置について、我が国による TBT 委員会での懸念表明とは、この STC のことを指している。2017 年には、過去最多となる 178 件の STC が議論されたが、そのうち新規に提起されたのは 27 件であり、残りは継続的に提起されている案件である。STC を提起するのは、日、米、EU、カナダ等の先進国が多く、我が国も、TBT 委員会での他の WTO 加盟国への懸念表明の機会を重視している（図表Ⅱ－11－2）。

（ｄ）TBT 協定３年見直し（TBT 協定 15.4 条）

TBT 委員会は、TBT 協定第 15.4 条に基づき、3 年ごとに TBT 協定の実施及び運用を検討する。この「TBT 協定３年見直し（The Triennial Review）」は、1997 年以来３年ごとに行われており、直近では 2018 年 11 月に、第８回 TBT 協定３年見直し決定文が、WTO 全加盟国の全会一致により採択された。

累次の TBT 協定３年見直しにおいては、TBT 通報の手法や TBT 委員会の運営方法等が議論され、実務上のルールが徐々に明確化されてきた。特に、2000 年の第２回 TBT 協定３年見直しにおいて採択された「国際規

格 6 原則」は、紛争解決手続において TBT 協定第 2.4 条の解釈指針として参照される等、大きな影響を有している（ (b) （iii）参照）。

TBT 協定第 8 回 3 年見直しにおいては、日本を含む各国からの書面提案が行われ（合計 13 ヶ国）、2018 年 6 月から 11 月にかけて開催された 5 回の TBT 委員会非公式会合において、集中的に議論が行われた。議論の対象は、①良き規制慣行、②加盟国間の規制協力、③技術基準、④適合性評価手続、⑤任意規格、⑥透明性、⑦技術援助、⑧委員会の運営であるが、主なポイントは以下の 3 点である。

1 点目は、良き規制慣行(Good Regulatory Practice: GRP)についてである。GRP とは、基準・認証制度による貿易障壁を軽減するための様々な取組を包含する概念である（なお、この用語は、TBT 協定上の用語ではない）。第 8 回 3 年見直しにおける勧告としては、第 7 回 3 年見直しに引き続き、TBT 協定の実施を促進するために各国が行っている GRP について情報交換を行うこと、規制影響評価（Regulatory Impact Assessment：RIA）を実施する加盟国が、事前の調査結果を提供し、関連する事後評価のウェブサイトを通知もしくは公表することを推奨することとなった。

2 点目は、透明性である。我が国からは、TBT 通報のフォーマットに当該措置の参考文献のウェブサイトアドレスを可能な限り記載することを奨励する旨を提案した。第 8 回 3 年見直しにおける勧告としては、最終措置の TBT 通報の推奨や、可能な範囲で最終措置の文書が入手できる最新のウェブサイト情報を事務局に通知するよう努めることとなった。

3 点目は、委員会の運営である。試行的措置として、本会合の 20 日前までに特定の貿易上の懸念（STCs）を事務局及び関係加盟国に通知すること、事務局は登録された STCs を含む議題案を本会合の 15 日前までに周知することとなった。

③SPS 協定

SPS 協定は、衛生植物検疫措置が偽装された貿易制限となることを防止し、国際基準に基づいて各国の衛生植物検疫措置の調和を図ることを目的としている。その概要は以下のとおり。

①人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な限度内において、科学的な原則に基づいて衛生植物検疫措置を適用する（SPS 協定第 2.2 条）。
②同様の条件の下にある国の間で、恣意的又は不当な差別をしないことを確保する。国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で衛生植物検疫措置を適用してはならない（SPS 協定第 2.3 条）。
③国際的な基準等がある場合には、別段の定めがある場合を除き、それに基づいて衛生植物検疫措置を採る（SPS 協定第 3.1 条）。
④科学的に正当な理由がある場合等においては、関連する国際的な基準よりも高い保護の水準をもたらす衛生植物検疫措置を導入し、維持することができる（SPS 協定第 3.3 条）。
⑤衛生植物検疫措置は、関連国際機関が作成した評価方法を考慮して行った危険性評価に基づいて行わなければならない（SPS 協定第 5.1 条）。
⑥危険性の評価は科学的証拠等に基づいて行わなければならない（SPS 協定第 5.2 条）。
⑦衛生植物検疫措置の保護水準について、恣意的又は不当な区別の設定によって、国際貿易に対する差別又は偽装された制限をもたらしてはならない（SPS 協定第 5.5 条）。
⑧衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために必要である以上に貿易制限的であってはならない（比例原則、SPS 協定第 5.6 条）。
⑨関連する科学的根拠が不十分な場合には、関連国際機関から得られる情報及び他国が適用している措置から得られる情報等に基づき、暫定的な措置を採用することができる(予防原則、SPS 協定第 5.7 条)。
⑩上記措置の透明性を確保するため通報義務を規定（SPS 協定第 7 条）。

（3）TBT 協定を活用する際の実務的留意点

①TBT 協定の活用状況と背景

以上述べたように、TBT 協定は、個別企業の戦略的観点からは他国の製品規制に影響を及ぼすことを可能にする国際ルールと捉えられるが、我が国産業界で TBT 協定を活用している業界は限られている（例えば、自動車業界、素材業界、化粧品業界、情報通信機器業界[6]）。その理由のひとつとしては、TBT 協定の存在や活用方法が産業界に十分周知されていない可能性が考

[6] 2018 年の TBT 委員会の場を活用した業界を記載した。

えられる。

TBT 協定に関する先行研究や文献は、主として、紛争解決手続の事例研究や理論的観点からの分析が中心であった。より実務的、実践的な観点から、TBT 委員会での議論や TBT 協定の活用方法を紹介することは、TBT 協定の活用を活発化させるうえで有益であろう[7]。

そこで本項では、我が国産業界が外国政府の貿易制限的な措置に直面した際、TBT 協定をどのように活用できるかを具体的に紹介し、政府とも連携した、TBT 協定のさらなる効果的な活用を促すことを目的とする。なお、本項では TBT 協定及び TBT 委員会を活用した貿易制限的措置への対応に絞って記述するが、これは決して産業界が他の手段やチャネルを通じてそうした措置に対応することを否定するものではない。むしろ、相手国政府への直接の要望・申し入れや、政府と連携した二国間対話等の場での要求・交渉ともうまく組み合わせて効果的に対応することが望ましい。

②問題発見のための視点

外国政府の貿易制限的な措置に直面した際は、まず、当該措置が TBT 協定の対象であるかを検討する必要がある。その際、強制規格等の定義を検討するだけでなく、併せて、当該措置が以下のような観点から問題がないかも検討するとよい。

・合理的理由がないのに、国産品又は第三国の産品と比べて、我が国産品（自社製品）が差別されていないか（TBT 協定第 2.1 条。詳細は (2) ② (b) (i) を参照）。
・政策目的に照らして、必要以上に過剰な規制でないか（TBT 協定第 2.2 条。詳細は (2) ② (b) (ii) を参照）。

③TBT 協定の具体的活用方法

（ａ）情報収集（TBT 通報の精査）

TBT 協定整合性が疑われる措置があった場合には、まず、当該措置の内容を精査する必要がある。WTO 加盟国は、当局のウェブサイトにおいて措置の内容を公表していることも多いが、併せて、TBT 通報の有無も確認するとよい。

(2) (b) ② (iv) で述べたとおり、WTO 加盟国は、強制規格及び適合性評価手続の導入時には、事前の TBT 通報を義務付けられている。過去の TBT 通報は、WTO のウェブサイトに全て公表されているため、産業界も、TBT 通報を確認することが可能である。TBT 通報には、強制規格案の内容、目的、対象産品、施行予定日、関連法令等が掲載されているため、TBT 通報を精査することにより、自社に対する当該強制規格案の影響を検討することが可能である。また、2016 年 11 月には、過去 3 年間の SPS/TBT 通報が検索できる他、ユーザの登録した関心分野の通報を定期的に自動受信できるシステム「ePing」[8]が正式稼動した。本システムの稼動によって、各国規制の変化への速やかな対応や、早い段階での貿易上の問題解決、海外市場への参入機会の増加等が期待される。

ただし、諸外国の中には、本来 TBT 通報を行うべき措置であるにも拘らず TBT 通報を行わないケースや、正当な理由がないのに 60 日のコメント期間を確保しないケースが散見されるが（第Ⅰ部参照）、本来はその運用を改善し、TBT 協定や累次の TBT 協定 3 年見直し決定文の勧告事項を遵守する義務がある。

（ｂ）措置国への照会（TBT 通報へのコメント・TBT 照会所の活用）

次に、情報収集の結果、措置国に対する懸念表明や意見提出を行う必要がある場合の対応を紹介する。TBT 通報期間内である場合には、TBT 通報へのコメントが主要な対応となる。加盟国の中には、パブリックコメントにおいてステークホルダーからの意見募集を確保していることも多いが、併せて、TBT 通報へのコメントが可能かどうかも確認するとよい。

(2) (b) ② (iv) で述べたとおり、加盟国は、TBT 通報へのコメントを考慮する義務を負っている。TBT 通報へのコメントは、日本政府からだけでなく、産業界（業界団体・個別企業）から行うことも可能である。また、TBT 通報がなされていない案件であっても、照会所を通じた質問及び資料提供要求も可能である。

なお、一般論として、TBT 通報へのコメントは、措置国が当該コメントを考慮し反映できるよう、できるだけ早期に行うことが望ましい。また、単なる懸念表明にとどまらず、TBT 協定その他の国際ルールに立脚した主張を行うことが望ましい。

[7] TBT 委員会の議論状況を詳細に紹介した日本語文献としては、泉卓也『貿易上の懸念に関する多国間レビュー』法律事報 2012 年 9 月号の pp. 47～51 がある。
[8] ePing, SPS & TBT Alert System, available at <http://www.epingalert.org/en>.

（c）TBT 委員会の活用

仮に、措置国に対する懸念表明や意見提出にも拘らず、措置国が措置を是正しない場合には、政府を通じて、TBT 委員会開催の際に実施される二国間会合において措置国に直接懸念表明や改善申入れをすることや、TBT 委員会で当該措置を「特定の貿易上の懸念（Specific Trade Concern：STC）として取り上げることも検討すべきである。措置国に直接アプローチをすることにより当該措置が是正、緩和されるケースも見られる。TBT 委員会の STC については、懸念表明国は WTO 事務局に対し、TBT 委員会の 20 日前までに STC を登録し、同 15 日前までに登録された STC の一覧表が WTO 加盟国に配布されるため（第 8 回 TBT 協定 3 年見直し決定文）、懸念を共有する国との連携も可能である。TBT 委員会の結果は、詳細な議事録が後日 WTO ウェブサイトに公表される。TBT 委員会は、通常、ジュネーブで毎年 3 回（3 月、6 月、11 月）開催されるため、相手国の当該措置の是正状況を定期的に確認することができる。

各加盟国は、強制規格等による保護主義的措置是正の場として、「特定の貿易上の懸念」を積極的に活用している。とりわけ、2008 年のリーマン・ショック以降、新興国を中心に保護主義的措置を取るインセンティブが高まったことを踏まえ、STC の件数は大幅に増加している（図表Ⅱ－11－2）。2017 年に取り上げられた STC の件数は 178 件と過去最高を更新した。

2017 年末日までに STC で表明された各国の懸念を整理すると、追加情報提供、明確化の要請（371 回）、不必要な貿易障壁である旨の指摘（333 回）、透明性（308 回）、政策目的の合理性（232 回）、国際規格との整合性（216 回）、外国産品への差別（170 件）、適切な移行期間等の確保（136 件）等が挙げられる。これらの視点から、問題となる措置を再検討することも有益であろう。

TBT 委員会を通じた保護主義的措置の是正には、以下のメリットがあると考えられる。1 点目は、ルールに基づき、マルチの場で貿易当局間が議論を行うことで、政治問題化せずに相手国の措置を是正できる点である。2 点目は、TBT 委員会では、国内規制の策定段階から議論ができるため、相手国が修正に応じやすい点である（TBT 通報は原則、規制導入 6 ヶ月前までに行われ、当該通報に係る措置が TBT 委員会の議論対象となる）。3 点目は、相手国内で、貿易当局に対する規制当局の説明責任が発生するため、不合理な規制は自発的に改善される傾向がある点である。

＜図表 II-11-3＞TBT 通報件数及び TBT 委員会における STC 件数の推移

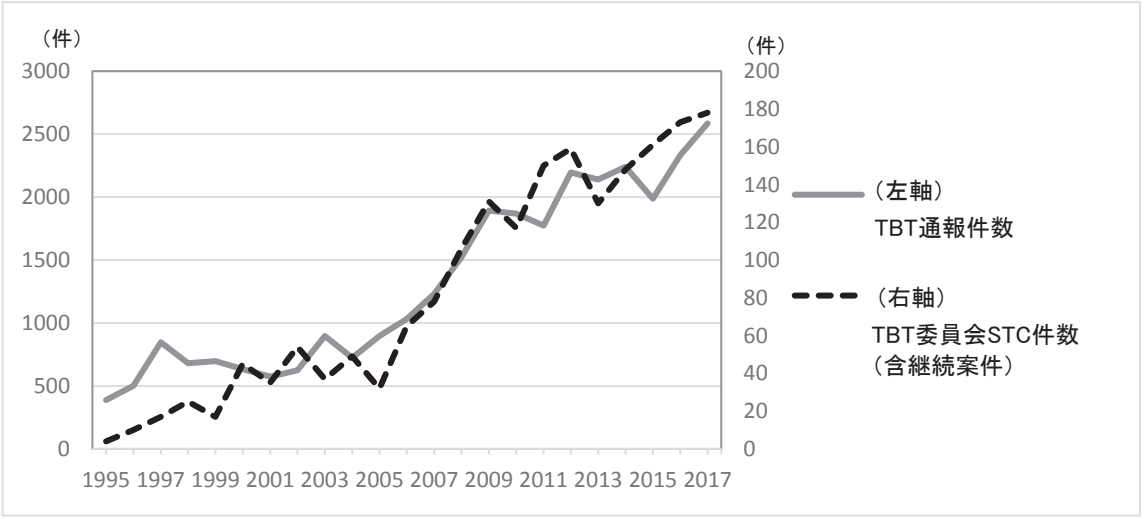

出典：G/TBT/40: TWENTY-THIRD ANNUAL REVIEW OF THE IMPLEMENTATION AND OPERATION OF THE TBT AGREEMENT

（d）WTO 紛争解決手続の活用

以上の取組によってもなお懸念が解消しない場合には、WTO 紛争解決手続の活用が選択肢に含まれてこよう（第 17 章参照）。紛争解決手続を活用する直接の

主体は政府だが、政府が他国の問題措置を認識し、国内産業への悪影響や紛争解決手続の活用の可否を検討する上で、個別企業及び産業界からの情報提供・要望・支援は極めて重要な要素になる。紛争解決手続の活用如何に関わらず、一般的に他国の問題措置に対応するうえで官民の協力は有益だが、とりわけ将来的に紛争解決手続の活用を要望する可能性がある場合には、早い段階から政府と情報共有や連携をはかることが極めて重要である。

これまでの主要なTBT紛争案件は図II-11-4のとおりであるが、これまでに、日本が当事国として関与したTBT紛争案件はない。従来、TBT協定は緩やかな規律であると考えられてきたことや、GATTと適用範囲が重複すること等もあり、TBT協定の解釈がWTO紛争解決手続で争われたケースはほとんどなかった。しかしながら、2012年に3件の上級委員会報告書が発出された後は、TBT紛争案件がほぼ恒常的に係属している状態にあり、TBT協定の具体的な規律内容が明確化しつつある。今後も案件の蓄積を通じて、TBT協定の規律がさらに明確化、精緻化され、産業界にとって活用しやすいものとなることが期待される。

また、紛争解決手続の活用には、個別の問題措置の改善をはかるだけでなく、当該国がさらに貿易阻害的な追加的措置を取ることや、他国が同様の問題措置をコピーすることを抑止する効果も期待できよう。産業界には、紛争解決手続の活用による相手国政府との関係悪化を危惧する向きも根強い。しかし、一般論として、WTO設立から20年近くが経ち、中国やロシアも加盟を果たす中で、世界的にも、紛争解決手続に持ち込まれた案件はルールベースで粛々と問題解決をはかるプラクティスが定着しつつあるといえよう。

他方、WTO紛争解決手続の活用を検討する際は、以下の点も考慮する必要がある。1点目は、問題解決までの時間である。WTO紛争解決手続は、最初の協議段階で解決すれば2〜3ヶ月でプロセスが終わることもあるが、上級委員会判決まで経る場合2〜3年はかかる可能性も考慮に入れる必要がある。2点目は、弁護士起用等にかかる費用負担である。（なお、WTO紛争解決手続において、WTO事務局やパネリストに対する費用支払は生じない。）貿易制限措置に対応する上では早い段階からある程度の法的分析を行うことが望ましいが、WTO紛争解決手続を活用する場合には、より専門的なリーガルサービスが不可欠になる。問題措置を改善させる便益との関係で、投資の価値があるかどうか判断する必要がある。3点目は、WTO紛争解決手続の勧告は基本的に将来効であり、その時点以降に問題措置を改善させるものだということである。遡及的な救済は別途、相手国の国内裁判等を通じて実現する必要がある。

＜図II-11-4＞主要なTBT紛争案件一覧

事件番号	事件名	審理段階	協定解釈（上段：パネル、下段：上級委員会） 強制規格該当性	TBT協定第2.1条	TBT協定第2.2条	TBT協定第2.4条	TBT協定第5条
DS135	EC―アスベスト事件 申立国：カナダ （上級委報告書配布：2001年4月）	パネル	判断（否定）	判断せず	判断せず	判断せず	―
		上級委	判断（肯定）	判断せず	判断せず	判断せず	―
DS231	EC―イワシ事件 申立国：ペルー （上級委報告書配布：2002年9	パネル	判断（肯定）	―	―	違反	―

	月）	上級委	判断（肯定）	―	―	違反	―
DS381	米国―マグロⅡ事件 申立国：メキシコ （上級委報告書配布：2012年3月）	パネル	判断（肯定）	違反せず	違反	違反せず	―
		上級委	判断（肯定）	違反	違反せず	違反せず	―
	同事件履行確認 申立国：メキシコ （パネル設置：2014年1月）	パネル	判断（肯定）	違反	―	―	―
	同事件履行確認　上級審 （上級委報告書配布：2015年11月）	上級委	判断（肯定）	違反	―	―	―
	同事件履行確認 申立国：米国 （パネル設置：2016年5月）	パネル	争われず（肯定）	違反	―	―	―
	同事件履行確認　上級審 （上級委報告書配布：2018年12月）	上級委	争われず（肯定）	違反	―	―	―
	同事件履行確認（二回目） 申立国：メキシコ （パネル設置：2016年6月）	パネル	争われず（肯定）	違反せず	―	―	―
	同事件履行確認（二回目）上級審 （上級委報告書配布：2018年12月）	上級委	争われず（肯定）	違反せず	―	―	―
DS384 DS386	米国―COOL事件 申立国：カナダ・メキシコ （上級委報告書配布：2012年7月）	パネル	判断（肯定）	違反	違反	―	―
		上級委	争われず（肯定）	違反	違反せず	―	―
	同事件履行確認 申立国：カナダ・メキシコ （パネル設置：2013年9月）	パネル	判断（肯定）	違反	違反せず	―	―

	同事件履行確認　上級審 （上級委報告書配布：2015年5月）	上級委	判断 （肯定）	違反	判断せず （パネル判断は無効とする）	―	―
DS400 DS401	EC―アザラシ事件 申立国：カナダ・ノルウェー （上級委員報告書配布：2014年5月）	パネル	判断 （肯定）	違反	違反せず	―	・5.1.2条第1文違反 ・5.1.2条第2文違反せず ・5.2.1条違反せず
		上級委	判断 （否定）	判断せず （パネル判断は無効とする）	判断せず （パネル判断は無効とする）	―	―
DS406	米国―クローブタバコ事件 申立国：インドネシア （上級委報告書配布：2012年4月）	パネル	判断 （肯定）	違反	違反せず	―	―
		上級委	判断 （肯定）	違反	―	―	―
（DS434） DS435 DS441 DS458 DS467	豪州―タバコ製品包装事件 申立国：（ウクライナ・）ホンデュラス・インドネシア・ドミニカ・キューバ（パネル報告書配布： 2018年6月、ホンデュラス・ドミニカによる上訴：2018年7月 - 8月）	パネル	判断 （肯定）	判断せず （申立国が追及せず、実質的に争点とならず）	違反せず	―	―
DS499	ロシア―鉄道装置	パネル	判断 （否定）	違反せず （強制規格該当性なし）	―	―	一部違反

出典：GATT/WTO 文書

④まとめ

繰り返しになるが、TBT 協定は、外国政府の製品規制に影響を及ぼすツールとして、大きな可能性を有している。強制規格の定義の広範さと併せ考えると、TBT 協定を有効に活用すれば、様々な業界において、外国政府の貿易制限的な措置による損害を未然に防止し、又は最小限に抑えられる可能性がある。今後、産業界において、TBT 協定の活用を企業戦略のひとつとして位置付け、政府と効果的に連携をはかりつつ、積極的に活用していくことが期待される。

（4）経済的視点及び意義

各国の基準・認証制度に大きな差異が見られる場合、輸出側が各国の規制に個別に適応する必要があるため、それらが国際的に整合化されている場合と比べ、製造・販売等に余分なコストを要し、貿易障壁的な効果を持つおそれが強い。また、当該措置が内外差別的効果や数量制限的効果を有している場合には、国際貿易を不当に歪曲する可能性が大きい。他方、各国の正当な政策目的に基づく国内規制権限は尊重する必要がある。こうした各国の国内規制権限を尊重しつつ、自由で公正な国際貿易・経済取引を保証するためには、基準・認証制度の国際的な整合化を推進するとともに、制定・運用に関する内外無差別待遇の確保及び透明性の向上をはかり、不合理な又は偽装された貿易制限を抑止・改善していくことが不可欠である。

また、衛生植物検疫制度は、国外からの疾病及び病害虫の進入を防止することを目的に、その輸出国における発生状況及び輸入国における発生状況などを考慮して、科学的、技術的根拠に基づき必要な措置を採るものである。したがって、各国の衛生植物検疫制度には、自ずと差異が見られるが、これらが国際貿易に対する偽装された制限とならないことが必要である。

2．主要ケース

（1）EC－肥育ホルモン牛肉の輸入禁止（SPS 協定）（DS26）

1985 年 12 月、EU は、消費者の不安等を理由にホルモンを使用した食肉の輸入を 1988 年 1 月から禁止することを決定した（域内での使用禁止については 1988 年 3 月に決定）。米国は、係る EU の決定は、科学的根拠がなく、スタンダード・コード第 7 条第 2 項違反であるとして GATT 第 23 条協議を要請していたが、EU は、当初予定から 1 年遅れの 1989 年 1 月から肥育ホルモン剤を使用した食肉の輸入を全面禁止した。このため、米国は、同年 1 月より通商法 301 条に基づく制裁措置（牛肉、トマト調整品、コーヒー、アルコール飲料、ペットフード等に対する 100％の関税引き上げ（9,000 万ドル相当））を発動した。

こうした事態の解決が図られないまま、1995 年 6 月、米国は、EU の上記輸入禁止措置には科学的根拠がなく、GATT 及び SPS 協定違反であるとして、1995 年末までに本件が解決されない場合には、WTO の紛争処理手続に持ち込む意向を表明した。

これに対して、EU は、科学者、消費者団体等からなる「肥育ホルモンに関する科学会議」を開催、1996 年 1 月の同会議レポートは「天然及び合成ホルモンの使用が人の健康に危険を及ぼすという証拠はない」旨を結論づけたが、EU 農相理事会は、輸入禁止措置の継続を決定した。

このため、米国は、EU の措置は GATT 第 3 条及び第 11 条並びに SPS 協定第 2 条、第 3 条及び第 5 条等に違反するとして、1996 年 1 月に GATT 第 22 条に基づく協議を要請、同年 5 月にはパネルが設置された（同年 7 月にカナダも EU に対し別途 GATT 第 22 条協議を要請、同年 10 月には米国とは別にパネルが設置された）。これに伴い、米国は前述の対 EU 制裁措置を解除した。

パネルは 1997 年 8 月に報告書を配付し、肥育ホルモン牛肉の輸入禁止は、国際的な基準に基づいていないとした上で、危険性の評価にも基づいておらず、また、国際貿易に対する差別又は偽装した制限をもたらすものであるとして、SPS 協定第 3 条第 1 項並びに第 5 条第 1 項及び第 5 項に違反すると認定した。

EU はパネルの判断を不服として、1997 年 9 月に上級委員会への申立てを行った。上級委員会は 1998 年 1 月に報告書を配付し、EU の措置は国際貿易に対する差別又は偽装した制限をもたらすものではないとして SPS 協定第 5 条第 5 項には違反しないとしたが、EU の措置が十分な危険性の評価に基づいていないという点については、パネルの判断を支持し、SPS 協定第 5 条第 1 項に違反すると認定した。なお、パネルが国際的な基準よりも高い水準の検疫措置を導入又は維持するための要件を満たしているか否かの挙証責任は措置国（EU）にあるとしたのに対し、上級委員会は提訴国（米国）にあるとの判断を行った。

1998 年 2 月に上級委員会の報告書が採択され、紛争解決機関（DSB）は EU に上級委員会報告を踏まえた適切な措置を講ずるよう勧告した。

その後、実施期限を迎えても EU が輸入禁止措置を撤回しなかったことから、米国及びカナダは、対抗措

置(譲許停止）についてDSU第22条6項に基づいて仲裁を経てDSBの承認を受け、それぞれ1999年、7月及び8月以降に関税率の引き上げを実施した。

なお、EUは、措置を改正したにも関わらず、米国及びカナダが対抗措置を継続しており、当該対抗措置はGATT第2条等に反するとして、再度WTO紛争解決手続に則って訴えを提起し（DS320：米国―譲許停止継続パネル）、2008年3月にパネル報告書、同年10月に上級委員会の報告書が配布された（上級委員会は、EUがDS26の判断に基づきSPS協定違反の措置を改めたか否かを確定するため、当事国はまず履行パネルを利用する必要があると判断している）。その後、2009年9月に和解が成立した。

（2）EC－イワシに関するラベリング規制（TBT協定）（DS231）

EUは、1989年6月、缶詰イワシに関し、EU域内ではヨーロッパマイワシ（Sardina pilchardus）から製造されたものに限り、「イワシ（Sardine）」との表示を付して販売することができるとする規則(No. 2136/89)を定めた。本規則により、ヨーロッパマイワシ以外のイワシに、例えば「○○産イワシ（Sardine）」といった表示をすることが認められないこととなった。

なお、1978年にFAO/WHO合同食品規格委員会で採択されたイワシ製品に関する規格（以下、「Codex規格」という。）では、缶詰イワシは、ヨーロッパマイワシとペルー産マイワシ（Sardinops sagax）を含む21種類の鮮魚若しくは冷凍魚から製造されたものを言うとされている。また、製品のラベリング要件に関しては、単なる「イワシ（Sardine）」と表示できるのはヨーロッパマイワシのみであり、ペルー産マイワシを含むその他の20種類のマイワシについては、国名や地域、種名等を併記した「○○イワシ（Sardine）」と表示すべきことを定めている。

ペルーは、2001年3月、自国の産品につき「イワシ（Sardine）」を含む表示を一切認めないとする本規則は、関連する国際規格を強制規格の基礎として用いることを求めるTBT協定第2.4条等に違反するとして、GATT第22条に基づく協議を要請、同年7月にはパネルが設置された。

本件の主たる争点は、①本規則がTBT協定上の「強制規格」に該当するか、②Codex規格がTBT協定第2条第4項に言う「関連する国際規格」に該当するか、③関連する国際規格を本規則の基礎として用いることが追求される正当な目的を達成する方法として効果的でなく又は適当でない場合（TBT協定第2条第4項）に該当するか、であった。

パネルは2002年5月に報告書を配付し、①本規則はTBT協定上の「強制規格」に該当する、②強制規格導入後に制定された国際規格についても、TBT協定第2.4条が適用されるとしつつ、本規則とCodex規格が共に缶詰イワシという同じ産品を扱い、本規則がCodex規格に対応するラベリング要件を定めていること等から、Codex規格はTBT協定上の「関連する国際規格」に該当するが、Codex規格は本規則の基礎として用いられていない、③提訴国側は、「関連する国際規格」（対象産品や規律事項等の類似性を考慮して判断する。）が存在し、当該国際規格が問題となっている強制規格の「基礎」（強制規格と国際規格に密接な関係があり、かつ、相互に矛盾がないこと。）として用いられていないことを示せば足り、「関連する国際規格が、追求される正当な目的を達成する方法として効果的でなく又は適当でない場合」に該当するか否かの挙証責任は措置国側にあるとした上で、本件において、Codex規格が本規則の追求する正当な目的を達成する方法として効果的でなく又は適当でないことはEUによって立証されておらず(加えて、ペルーはCodex規格が正当な目的達成のために効果的で適当であることを示す十分な証拠と法的根拠を提示しているとの判断も示した）、本規則はTBT協定第2条第4項に違反すると認定した。

EUはパネルの判断を不服として、2002年6月に上級委員会への申立てを行った。上級委員会は同年9月に報告書を配付し、正当な目的を達成する方法としてCodex規格が効果的で適切であることの挙証責任は提訴国であるペルーが負うとしたが、その余の点についてはパネルの判断を支持し、本規則はTBT協定第2条第4項に違反すると認定した。同年10月、同報告書が採択され、DSBはEUに対し、本規則をTBT協定に整合的なものとするよう勧告した。その後、2003年7月に和解が成立した。

（3）米国－マグロ及びマグロ製品の輸入、売買及び販売に関する措置（TBT協定）（DS381）

米国は、特定の漁法によらず水揚げされたマグロか

ら製造されるマグロ製品について、イルカに対する安全性表示（dolphin-safe ラベル）を禁止する表示規制（以下、「本表示規制」という。）を導入した。メキシコは、従来、イルカと一緒に泳ぐ習性のあるマグロを巾着網による方法により獲っていたが、本表示規制により、米国においては、当該方法により獲られたマグロから製造されるマグロ製品には、dolphin-safe ラベルが表示できなくなった。米国は、本表示規制の目的は、米国消費者に対し、マグロがイルカに害を与えない方法で水揚げされたか否かの情報提供であると主張している。

他方メキシコは、本表示規制はメキシコから米国向けのマグロ輸出を不当に妨げており、多数国間条約である「国際的イルカ保全プログラムに関する協定（以下、「AIDCP」という。）」に不整合であることから、GATT 第 1 条及び第 3 条並びに TBT 協定第 2 条に違反すると主張して、2009 年 3 月 9 日、DSB に対しパネル設置要請を行った。

本件の主たる争点は、①本表示規則が TBT 協定上の「強制規格」に該当するか、②本表示規制が内国民待遇義務に違反するか（TBT 協定第 2.1 条）、③本表示規制が正当な目的を達成するために必要以上に貿易制限的であるか（TBT 協定第 2.2 条）、④本表示規制の基礎として、関連する国際規格である AIDCP を用いる必要があるか（TBT 協定第 2.4 条）、であった。

パネルは、2011 年 9 月 15 日、パネル報告書を配布した。パネルは、①に関し、本表示規制は TBT 協定上の強制規格に該当する、②に関し、本表示規制は国籍中立的な規制であり、TBT 協定第 2.1 条には違反しない、③に関し、本表示規制の目的は正当であるものの、同じ政策目的を達成する、より貿易制限的でない AIDCP を代替措置として採用すべきであり、TBT 協定第 2.2 条に違反する、④に関し、AIDCP を国際規格と認定しつつ、AIDCP だけでは、米国の消費者に対しマグロの漁法に関する十分な情報ができないため、AIDCP を本表示規制の基礎として用いる必要はないと認定した。なお、GATT については、訴訟経済の観点から、パネルは判断を行わなかった。

これに対し、メキシコ及び米国は、パネルの判断を不服として、2011 年 10 月 31 日に上級委員会への申立てを行った。

上級委員会は、2012 年 5 月 16 日に報告書を配布した。①に関し、上級委員会は、「本表示を行わなくとも米国市場での販売は可能であり、本表示規制の遵守は義務付けられていない」とする米国の主張を退け、市場での販売可能性は本要件の判断においては無関係であり、特定の漁法でなければ当該表示ができないという点で、本表示規制の遵守は義務である、②に関し、本表示規制は米国産とメキシコ産を公平に扱っているとはいえず、メキシコ産品に対する競争条件を不利に変更しており、TBT 協定第 2.1 条に違反する、③に関し、本条の適合性を、問題となる強制規格が正当な目的（legitimate objective）を達成するか、問題となる強制規格が正当な目的を達成するために必要以上に貿易制限的か（more trade-restrictive than necessary）という 2 ステップで判断し、「正当な目的」については、強制規格の文面や立法経緯、その他強制規格の構造と運用等に照らして判断すると判示しつつ、AIDCP は本表示規制と同等には米国の政策目的を達成できる代替措置ではないことから、TBT 協定第 2.2 条に違反しない、④に関し、本条の適合性を、関連する国際規格が存在する又は制定が間近であるか、当該強制規格が国際規格を基礎としているか、適用除外の有無の 3 ステップで判断すると判示しつつ、2000 年の第 2 回 TBT 協定 3 年見直しで、WTO 全加盟国の全会一致により採択された「国際規格 6 原則」を解釈指針として参考にしつつ、国際規格は WTO 全加盟国に開放されなければならないとし、AIDCP は本要件を満たさないため、国際規格には該当しないと認定した。

DSB は、2012 年 7 月、上記上級委員会報告書及びパネル報告書を採用した。そして、同年 9 月には、履行のための合理的な期間を 13 か月間（2013 年 7 月まで）とする合意が当事国間で成立した。

しかしながら、カナダ及びメキシコは米国による履行が不十分であるとして、2013 年 11 月、DSB に対し履行確認パネル設置要請を行った。履行確認パネルは、2015 年 4 月 14 日に報告書を配布した。履行確認パネルは、米国の修正措置の 3 要素（（ア）適格性要件：イルカ囲い込み漁法によって漁獲したマグロに由来するマグロ製品については dolphin-safe ラベルの適格性自体を否定するもの、（イ）認証要件：東部熱帯太平洋内で行われる大型船巾着網漁法（メキシコ産マグロの主要な漁獲源）の場合は、dolphin-safe ラベルを付すための条件として（i）イルカの死・重大な傷害が発生していないこと及び（ii）イルカ囲い込み漁法が取られていないことについて、漁船の船長及び漁船に同船している一定の資格を有する独立したオブザーバーによる認証を必要とするもの、（ウ）トラッキング

要件:漁獲から加工までの過程を通して、dolphin-safe ラベルを貼付するための要件を満たすマグロが、同要件を満たさないマグロから隔離されていたことを示す一定の書類の添付が必要とされ、特に東部熱帯太平洋内大型船巾着網漁法については追加的な書類が必要とされるもの。）に分けて分析を行った。同パネルは、（ア）適格性要件に関しては、イルカ囲い込み漁で獲られたマグロ産品について dolphin-safe ラベルを表示できないということ自体は、同漁法のリスクの大きさに鑑みて TBT 協定第 2.1 条に違反しないが、（イ）認証要件については、熱帯東太平洋で獲られたマグロについては、船長に加えて独立したオブザーバーの認証が必要である一方で、その他の地域で獲られたマグロについては、船長の証明のみが要件となっていること、（ウ）トラッキング要件については、漁獲された海域によって必要な証明方法･追跡方法等が異なり、東部熱帯太平洋で漁獲されたマグロについては負担が大きくなることから、それぞれ差別的な負荷(discriminatory burden)を与えるものであり、TBT 協定第 2.1 条に違反すると判示した。なお、TBT 協定第 2.2 条及び TBT 協定第 2.4 条については履行確認パネルでは争点となっていない。

これを受けて、米国は履行確認パネルの判断を不服として、2015 年 6 月に上級委員会への申立てを行った。

上級委員会は、2015 年 11 月 20 日に報告書を配布した。上級委員会は、履行確認パネルが修正措置を上記（ア）～（ウ）の 3 要素に分けて分析を行ったことは、本修正措置においては各要素が互いに関連していることから誤りであったと判示し、履行確認パネルの判断を破棄した上で、先例に基づき、TBT2.1 条上の輸入品に対する不利な待遇につき、(A) 不利な影響の有無及び (B) 不利な影響がもっぱら正当な規制上の区別から生じているかの 2 段階の分析を行い、(A)については、本件修正措置は、メキシコ産マグロ製品の大部分を dolphin-safe ラベルへのアクセスから除外し、他方で米国及び第三国の同種製品には条件付きで同ラベルへのアクセスを認めることによって、米国市場における競争条件をメキシコ製品に不利に修正している（この点は、原措置と変わらない）ため、不利な影響は認められると判断した。また、(B) について、公平さ (even-handedness) の検討として、原審判断及び米国の主張に基づけば、本件修正措置における規制上の区別が、措置が目的とする防止すべきリスクに沿うように調整 (calibrate) されているか否かの検討が必要であるとした。上級委員会は（履行確認パネルが東部熱帯太平洋内大型船巾着網漁法とそれ以外の漁法のイルカの損害リスクについて適切に分析していないため、calibration について完全な判断をすることはできないものの、）本件修正措置は、少なくとも、決定規定（東部熱帯太平洋内大型船巾着網漁法以外につき、所管機関が一定の条件を満たす旨決定する場合は、オブザーバー認証が義務づけられるもの）が、東部熱帯太平洋内の大型船巾着網漁法とそれ以外の漁法・漁場につき、同程度に高リスクである状況全てについて、オブザーザー認証を義務づけるものではなく、その結果トラッキング・検証要件についても東部熱帯太平洋内の大型船巾着網漁法は他の漁法に比して重い負荷を負う点で、措置の設計（design）上漁法によるイルカの損害リスクの差に calibrate されているとはいえず、(B)不利な影響がもっぱら正当な規制上の区別から生じているという要件を満たさず、修正措置は TBT2.1 条違反であると判示した。なお、GATT1 条 1 項及び 3 条 4 項違反についてもあわせて認定し、GATT20 条による正当化を認めなかった。

DSB は、2015 年 12 月、上記上級委員会報告書及びパネル報告書を採択した。米国は、2016 年 3 月の暫定的最終規則により履行のため是正措置をとったとして、2016 年 4 月、DSB に対し履行確認パネル設置要請を行った。他方、米国による履行が不十分であるとして、メキシコも 2016 年 5 月、2 度目の履行確認パネル設置要請を行った。履行確認パネルは、2017 年 10 月、両手続のパネル報告書を配布した。同報告書では、米国の是正措置については、イルカに与えるリスクに calibrate されているとし、TBT 協定 2.1 条違反は認められず、GATT 違反については、GATT20 条で正当化されると判断した。

メキシコが同年 12 月に上記判断を不服として上級委員会へ申立てをした。2 度目の履行確認手続の上級委員会は、2018 年 12 月、報告書を配布した。上級委はパネル判断を維持し、米国の是正措置は TBT2.1 条整合的であり、GATT20 条で正当化されるとした。

（4）米国－輸入畜産物に係るラベリング措置（TBT 協定）（DS384、386）

米国は、食肉について、大要、以下の 5 つのカテゴリーを定め、これに応じて貼付可能なラベルを区別す

る制度を導入した。

①カテゴリーA　米国産

専ら米国で出生、養育及び屠殺された動物に由来する食肉

②カテゴリーB　複数生産国

出生、養育又は屠殺のいずれかが米国で行われた動物に由来する食肉

③カテゴリーC　即座の屠殺のための輸入

即座に屠殺するために米国に輸入された動物に由来する食肉

④カテゴリーD　外国産

米国で出生、養育又は屠殺のいずれもされていない食肉

⑤カテゴリーE　挽肉

このようなカテゴリーに応じたラベルは以下のとおりである。すなわち、100%カテゴリーA の食肉から成る製品については「米国産」とのラベル（ラベル A）を貼付することができる。カテゴリーB 及び C の食肉については、出生、養育及び屠殺のいずれかの処置が行われた生産国をすべて表示する必要がある。ただし、カテゴリーB についてはいずれの順序で原産国を表示することも許容されている。なお、これらのカテゴリーの食肉とともに、カテゴリーA の食肉を原材料として使用した製品についても、単に「米国産」と表示するラベル A を用いることは許されず、すべての生産国を表示したラベル（ラベル B 又は C）を貼付しなければならないが、混合が一生産日内に行われる場合は原産国をいずれの順序で表示することも認められている。カテゴリーD の食肉については、原産地規則に従って当該国名を表示したラベル（ラベル D）が貼付される。また、カテゴリーE の挽肉については、すべての生産国のリストが必要になる。

このような表示規制（COOL 措置）の目的は、消費者に対し生産国に関する情報を伝達することにあると主張する米国に対し、カナダ及びメキシコが、真の目的は国内産業保護にあり、TBT 協定第 2.1 条及び第 2.2 条に違反するなどと主張して、2009 年 10 月 7 日、DSB に対しパネル設置要請を行った。

パネルは、COOL 措置によれば、出生、養育、屠殺及び加工等のサプライチェーンの全過程において、各過程が行われた国がどこであったのかという情報の保有が必要になると認定した上、そのような生産国情報の保有のためには、生産国に応じて食用動物を分離して管理する必要が生じるところ、そのような分離管理を行うと、輸入動物を用いる方が米国産動物を使用するよりもコスト高になり、各業者に対し輸入動物よりも米国産動物を使用するインセンティブを与えることになるため、COOL 措置は、輸入動物を事実上差別するものであり、TBT 協定第 2.1 条違反と判断した。

さらに、パネルは、COOL 措置が消費者に対して生産国の情報を伝えるという正当な目的に基づくものであることは認めたが、ラベル B 及び C は、その表示の内容からして、消費者に対して生産国に関する正確な情報を伝えるものではないと認定して、COOL 措置は、上記目的を満たすものではないから、TBT 協定第 2.2 条にも違反すると判断した。

上級委は、前後記米国―タバコ事件及び米国―マグロⅡ事件の上級委で示された判断基準に照らして検討し、輸入品に対する不利益な効果は専ら正当な規制上の区別から生じているものではなく、輸入品に対する差別に当たる、COOL 措置が TBT 協定第 2.1 条に違反するとのパネルの判断を支持した。しかし、TBT 協定第 2.2 条違反の判断については、パネルによる解釈を修正しつつも、米国―マグロⅡ事件で上級委が示した判断基準に従い、COOL 措置とカナダ及びメキシコが主張する代替措置について、①目的に対する貢献の程度、②貿易に対する制限の程度及び③目的を達成できないリスクと結果の重大性を検討することとした。また、正当な目的の達成については、閾値は存在しないとした。そして、いずれの措置についても、目的に対する貢献の程度を認定するだけの事実がパネルによって認定されていないとして、結論として、COOL 措置が TBT 協定第 2.2 条に違反するとは判断できず、この点に関するパネルの判断を覆した。

米国は上記判断を受けて COOL 措置を改正したが、カナダ及びメキシコは米国による履行が不十分であるとして、2013 年 8 月、DSB に対し履行確認パネル設置要請を行った。履行確認パネルは、改正された COOL 措置は、改正前の COOL 措置と比較して、原産地のより詳細な表示を要求することから、分離管理・記録の負担がより重くなり、輸入品よりも国産品を選択するインセンティブを強めるため、米国市場における輸入品の競争機会に対して一層不利益な影響を与えると認定した。そのうえで、記録負担の増加、ラベルがなお不正確であるリスクがあること、飲食店での利用や加工食品など相当程度の例外が許容されていること等に鑑みると、上記の不利益は専ら正当な規制上の区別から生じているものではないため、米国産動物と輸入動物を

事実上差別する措置としてTBT協定第2.1条に違反すると判断した。TBT第2.2条については、改正COOL措置と、申立国が主張する4つの代替措置を比較検討し規制目的への貢献度が部分的であること、改正前より貿易制限度が高いこと、及び消費者の関心等に鑑みた規制目的が達成できない場合のリスクの程度は提出された証拠では確定できないこと、並びに申立国の主張する代替措置は規制目的に対して改正COOL措置と同程度に貢献するものではないか、又は申立国によって適切に代替措置の内容が特定されていないことをそれぞれ認定したうえで、申立国は改正COOL措置が必要以上に貿易制限的であることを十分に証明できていないとして、違反するとは判断しなかった。2014年11月、米国は履行確認パネルの判断を不服として、上級委員会へ申立てを行った。

2015年5月、上級委員会は報告書を配布した。上級委員会は、TBT協定2.1条に関する履行確認パネルの諸々の認定に誤りはないとし、改正COOL措置はTBT協定第2.1条に違反するという履行確認パネルの判断を支持した。

また、TBT協定第2.2条について、「必要以上に貿易制限的」であるか否かの判断においては、①強制規格の目的に対する貢献の程度、②強制規格による貿易制限の程度、③強制規格の目的を達成できないことによるリスクの全体的な衡量（holistic weighing and balancing）が必要であるとした。これらの要素の分析方法について、規制目的の性質、求められる保護の程度、証拠の性質や数量、設計や構造に鑑みた強制規格の性質等に鑑みると、特定の要素を常に定量化できるわけではないことから、例えば①貢献度が低い精度でしか検討できない場合であっても、パネルは分析を中止して立証責任が果たされていないと結論づけてはならず、特定要素について、正確に定量化できず、定性的に分析できるだけであっても、衡量を行わなければならないとした。そのうえで、本件について、履行確認パネルが、改正COOL措置の目的を達成できないリスクの程度を確かめることができず、ひいては主張されている代替措置が改正COOL措置と同程度の目的に対する貢献度を有するか否かが認定できないとした点は誤りであったとして、申立国が改正COOL措置が必要以上に貿易制限的であることを十分に証明できていないという履行確認パネルの判断を覆したが、十分な事実認定に欠けるため、改正COOL措置がTBT協定第2.2条に違反しているかどうかの判断を完結させることはできないとした。

なお、上級委は、改正COOL措置はGATT3条4項に違反する旨の履行確認パネルの判断について、GATT3条4項の解釈において、原産地表示に必要な一定程度のコストは許容されるという文脈でGATT9条を考慮しなかった点で誤りであるとする米国の主張を却下し、パネルの判断を支持した。

DSBによる報告書採択を受けて、カナダとメキシコは対抗措置承認のプロセスに進み、対抗措置は2015年12月21日にDSBで承認された。ほぼ同時期にCOOL措置の撤廃の検討が米国国内で進み、2015年12月18日にCOOL措置は撤廃された。

（5）米国－クローブ入り紙巻きタバコの生産・販売に関する措置（TBT協定）（DS406）

米国は、クローブを含む香料入り紙巻きタバコの生産、販売を禁止する措置（以下、「本件禁止措置」という。）を導入した。本件禁止措置の目的は、議会委員会の報告によれば、公衆衛生の保護及び18歳未満の紙巻きタバコ喫煙者数を減少させることにあった。香料入り紙巻きタバコ（flavored-cigarettes）は新たな喫煙者にはなじみやすいものであり、これを市場から排除することで若い喫煙者が通常の紙巻きタバコに至る手立てを封じることができる、というのがその理由であった。しかしながら、メンソール入り紙巻きタバコは、本件禁止措置の対象から明示的に除外されていた。

これに対し、インドネシアは、メンソールを除く香料入り紙巻きタバコを禁止する米国の本件禁止措置は、インドネシアから輸入されたクローブ入り紙巻きタバコに対して不利な待遇をもたらすものであるから、TBT協定第2.1条（代替的にGATT第3条4項）の内国民待遇に整合しない等々主張し、2010年6月9日にパネル設置要請を行った。

紛争解決手続における先例によれば、TBT協定第2.1条への適合性は、①問題となる対象措置が強制規格であるか、②輸入品と国産品（及び第三国からの輸入品）とが同種の産品（like product）であるか、③輸入品が国産品（及び第三国からの輸入品）と比べて不利な待遇（treatment no less favourable）がなされているか、という3ステップで判断が行われるが、本件では、主に、②「同種性」、及び③「不利な待遇」の該

当性につき争われた。

パネルは、上記②「同種性」について、TBT 協定の前文（preamble）及び本件禁止措置が強制規格にかかるものであることに鑑み、GATT 第 3 条 4 項の同種性の判断においても採用されている競争関係に基づく伝統的な基準が TBT 協定第 2.1 条の同種性の判断にも自動的に適用されるものではないとしつつ、本件禁止措置の正当な目的に着目し、上記伝統的な基準のうち産品の物理特性（physical characteristics）及び消費者の嗜好と習慣（consumer tastes and habits）に特別の重きをおいて評価し、結果、両紙巻きタバコの同種性を認定した。上記③「不利な待遇」については、パネルは、待遇を比較すべき産品をインドネシアから輸入されるクローブ入り紙巻きタバコ及び国産のメンソール入り紙巻きタバコと認定した上で、これらの産品に与えられる待遇が異なるものであって、その差異が輸入産品に不利に競争条件を変更するものであるとして、本件禁止措置は TBT 協定第 2.1 条に違反すると判断した。

米国は、パネルの判断を不服として、2012 年 1 月 5 日に上級委員会への申立てを行った（併せて TBT 協定第 2.9.2 条違反及び第 2.12 条違反とした判断についても申立てを行っている。）。

上級委員会は、上述の争点の判断に先立ち、TBT 協定の前文を精査し、同協定は GATT の規律を拡大するものであり（備考（recital）2）、両協定は一貫し整合した態様で解釈されるべきであり、また、TBT 協定は、貿易障壁を取り除き自由貿易を促進することを目的とすると同時に（備考 5）、正当な目的での強制規格を導入する権利を加盟国に認めるものであり（備考 6）、各条項はこれらの利益を調整する態様で解釈されるべきであるとした。その上で、上記②「同種性」については、前文に示された TBT 協定の上記目的に照らし、TBT 協定第 2.1 条の「同種性」についての決定は、GATT 第 3 条 4 項におけるのと同様に、問題の産品間の競争関係の性質と程度に基づいてなされるものであるし、同種性の判断に強制規格の正当な目的を考慮するとしたパネルの判断に不同意とした。その上で、米国が不服を申立てた、クローブ入り紙巻きタバコとメンソール入り紙巻きタバコの用途（end-uses）及びこれら産品に関する消費者の嗜好と習慣についてのパネルの評価について分析を行い、クローブ入り紙巻きタバコとメンソール入り紙巻きタバコは TBT 協定第 2.1 条の意味における同種の産品であるとしたパネルの判断を、異なる理由によってではあるものの、支持した。上記③「不利な待遇」については、TBT 協定前文の備考 6 及び GATT 第 3 条 4 項との関係に照らし、問題の強制規格が法律上（de jure）輸入産品を差別しない場合には、国産の同種の産品に対する輸入産品の競争機会への悪影響が存在するからといって、不利な待遇が存在することには必ずしもならないのであり、当該悪影響が、輸入産品に対する差別を反映したものではなくむしろ正当な規制上の区別に専ら起因するか否かを分析すべきであり、強制規格が輸入産品に対して差別的であるかどうかを決定するためには、強制規格の制度設計等、特に強制規格が公平（even-handed）か否かについて精査しなければならない、とした。また、TBT 協定第 2.1 条の内国民待遇義務への整合性は、申立国からの輸入産品と同種の国産品を比較して判断されるものである、とした。その上で、本件禁止措置により禁止されるのは主にインドネシアから輸入されるクローブ入り紙巻きタバコである一方で、許可されるのは主に国産のメンソール入り紙巻きタバコであることが統計データから把握されることを踏まえ、本件禁止措置の制度設計は、本件禁止措置によるクローブ入り紙巻きタバコの競争機会への悪影響は、インドネシアからの輸入同種産品に対する差別を反映していることを示唆している、と判断した。そして、本件禁止措置の目的は、普通の紙巻きタバコに比べ若者がより心地よく喫煙を開始できるようにする特徴を備える香料入り紙巻きタバコを禁止することにより「若者の喫煙を減らす」ことであったが、クローブ入り紙巻きタバコとメンソール入り紙巻きタバコの両方がこの特徴を有するため、上記クローブ入り紙巻きタバコの競争機会への悪影響は、正当な規制上の区別に起因するものでもない、とした。以上から、本件禁止措置は、輸入同種産品と国産同種産品に与えられる待遇を明白に区別しないものの、差別を反映する態様で機能する、即ち、香料入り紙巻きタバコの禁止措置からメンソール入り紙巻きタバコを除外することにより、国産の同種産品に与えられるよりも不利な待遇をインドネシアから輸入されたクローブ入り紙巻きタバコに対して与えるものである、と判断した。ほかに、TBT 協定第 2.12 条にも違反するとの判断も示している。

DSB は 2012 年 4 月上級委員会報告書を採択し、当事国間で 2014 年 10 月に和解が成立した。

（６）EC－アザラシ製品の販売禁止措置（TBT 協定）（DS400、401）

EU は、2009 年 9 月、全ての鰭脚類（アザラシ、アシカ及びセイウチ。以下、単に「アザラシ」という。）及びアザラシ製品の輸出入及び域内販売を禁止する措置（以下、「本措置」という。）を導入した。本措置には例外として、イヌイット等の先住民族がその生計のために行った伝統的狩猟によるもの（イヌイット例外）、②専ら海洋資源の持続可能な管理を目的とした狩猟によるもの（管理狩猟例外）、③旅行者等の個人使用に供する物の輸入（旅行者例外）が設けられていた。また、2010 年 8 月には、本措置に基づき EU 市場でアザラシ及びアザラシ製品を販売するために遵守すべき手続を定めた同措置の実施規則も公表（以下、「本実施規則」という。）された。

これに対し、カナダ及びノルウェーは、本件措置が WTO 協定違反であるとして、それぞれ 2011 年 2 月 14 日及び 3 月 14 日にパネル設置要請を行った。

本件の主たる争点は、①本措置が TBT 協定第 2.1 条に違反するか、②本措置が TBT 協定第 2.2 条に違反するか、③本実施規則が、適合性評価手続が必要以上に厳重なものであってならないと定める TBT 協定第 5.1.2 条に違反するか、④本実施規則が、適合性評価手続が他の加盟国からの輸入品よりも不利でない順序で行われなければならないと定める TBT 協定第 5.2.1 条に違反するか、であった。特に③④については、適合性評価手続が WTO 紛争処理手続で判断された最初のケースとして注目される。

パネルは、2013 年 11 月 25 日、パネル報告書を配布した。①について、パネルは、まずカナダ産アザラシとグリーンランド産・EU 産アザラシは同種の産品であることを認定した。次に、カナダ産アザラシはイヌイット例外及び管理狩猟例外のいずれもほとんど適用できない一方で、グリーンランド産及び EU 産アザラシは各々イヌイット例外及び管理狩猟例外が広範に適用可能であることを根拠に、本件措置は、カナダ産アザラシの競争条件を不利に変更するものであると認定した。その上で、この区別は動物福祉という EU の政策目的から合理的な説明ができないため、正当な規制上の区別に起因するものではなく、TBT 協定第 2.1 条に違反すると判断した。②について、パネルは、本措置は EU の政策目的に一定程度貢献するものであると認定した上で、カナダ及びノルウェーが示した代替措置（動物福祉の要件の定立、動物福祉の要件の適合性証明及び当該適合性証明の表示）では、本措置と同程度に政策目的を達成することが立証できていないことを根拠に、TBT 協定第 2.2 条には違反しないと判断した。③について、パネルは、本実施規則が公表されたのは施行の 3 日前（2010 年 8 月 17 日）であり、短い経過期間の元で貿易上の不必要な障害をもたらしたことから、本実施規則は TBT 協定第 5.1.2 条第 1 文（適合性評価手続は国際貿易に対する不必要な障害をもたらす結果となるように立案・制定されてはならない旨も規定されている）に違反すると判断したが、他方、同条第 2 文（適合性評価手続は必要以上に厳重であってはならない旨規定されている）については、②と同じく代替措置の立証に失敗したため違反はしないと判断した。④について、パネルは、本条の適合性を検討するための十分な事実関係が不足しているため、本実施規則が TBT 協定第 5.2.1 条に違反するとはいえないと判断した。

各当事国は、パネルの判断を不服として、2014 年 1 月に上級委員会への申立てを行い、2014 年 5 月、上級委員会報告書が公表された。上級委員会は、本措置の例外要件（アザラシ製品の輸出入及び域内販売が許容される要件）は狩猟者の特性・狩猟方法・狩猟目的に関連しており、協定附属書 1 の 1 項の「製品の特性」に関連するものではないとの判断から、本件措置が「強制規格」に該当するというパネルの判断を却下し、TBT 協定の強制規格に該当することを前提とした主張（第 2.1 条、第 2.2 条、第 5.1.2 条、第 5.2.1 条）の法的判断を行わなかった。附属書 1 の 1 項の PPM を規律するものとして強制規格性が認められるか否かは別途問題となりうるが、パネルが十分に検討していないという理由により判断を行わなかった。

（７）豪州－タバコ・プレインパッケージ（TBT 協定・TRIPS 協定）（DS435、441、458、467）

豪州は、2011 年 12 月に 2011 年タバコ・プレインパッケージ法を制定し、豪州で供給されるすべてのタバコ製品の包装について、（ア）一定面積以上に所定の様式による健康被害警告表示を義務付け、（イ）商標の使用を原則禁止としつつ、銘柄名・企業名等についてのみ所定の背景色・フォント・箇所に記載することを許容し（すなわち、文字的商標の使用は可能だが、

図形的商標の使用は禁止される）、（ウ）形状、表面処理、材料、色等の仕様を制限する措置を導入した。

本措置に対して、ウクライナ（DS434）・ホンデュラス（DS435）・ドミニカ共和国（DS441）・キューバ（DS458）・インドネシア（DS467）が GATT 第 22 条に基づく協議要請（それぞれ 2012 年 3 月、4 月、7 月及び 2013 年 5 月）を行い、2014 年 4 月の DSB 会合で統一パネルが設置された。ただし、DS434 については、2015 年 5 月に DSU 第 12 条 12 項に基づくウクライナの要請により手続が停止し、12 か月経過をもって終了した。

本件手続では、①表示・包装・ラベル等に関する強制規格としての側面に関して、正当な目的達成のために必要である以上に貿易制限的であるか否か（TBT 協定 2.2 条）、また、②商標規制としての側面に関して、(i) 本国で登録された商標は他の同盟国でもそのまま（as is）登録・保護されるべきとするパリ条約 6 条の 5 に反するか（TRIPS 協定 2.1 条）、(ii)（タバコ製品という）物品の性質に基づく商標登録の障害にあたるか（同 15.4 条）、(iii) 商標の保護は、第三者の使用を排除する消極的権利に留まるか、積極的に使用する権利まで含まれるか（同 16.1 条）、(iv)「商標の商業上の使用は…特別な要件により不当に妨げられてはならない」という同 20 条に違反しないか、等が争点になった。

2018 年 6 月にパネル報告書が発出され、パネルは、いずれの争点についても協定不整合性を認めなかった。パネルは、①（TBT 協定 2.2 条）に関して、まず、TBT2.2 条及び TRIPS 協定 20 条は互いに矛盾せず、累積的・調和的に適用される（TRIPS 協定の適用を受ける商標規制だからといって TBT 協定 2.2 条の適用を受けないわけではない）と認めたうえで、本件措置は TBT 協定上の強制規格に該当する旨を認定した。

続いて、本件措置の目的はタバコ製品の使用及びタバコ製品に対する露出を減少させることであり、当該目的は TBT 協定 2.2 条上の「正当な目的」に該当するとした。次に、その他の 2.2 条上の利益衡量の要素につき、まず、(a) 本件措置の目的貢献度については、本件措置は、タバコ製品との肯定的な関連付けを創出する銘柄の特徴の機能を最小化しタバコ製品の魅力を減殺しうること、仕様をプレーンにすることで健康表示を認識され易くし健康表示の有効性を向上しうることなどを認め、本件手続きの係争対象ではない豪州の他の包括的なタバコ管理規制（健康警告表示の拡充などを含む）と共に適用されることで他の規制措置の効果を補強・補充する面があることも含めて、豪州におけるタバコ製品の使用・タバコ製品に対する露出を減少させるという目的に貢献しうるものであり、実際に貢献しているため、目的に有意に貢献している、と認定した。(b) 本件措置の貿易制限度については、制度の設計上、タバコの使用・消費を減少させるものであるから、豪州タバコ市場が輸入品によって供給されている限度において、タバコの輸入量を減少させ、貿易を制限する効果を有すると認めつつ、銘柄の差別化による輸入品の価値減少や市場への参入障壁の増大等の効果は否定した。次に、(c) 本件措置の目的不達成のリスクについては、目的不達成による公衆衛生上の帰結、すなわち、タバコ製品の使用・露出が減少せず公衆衛生が向上しないことは、特に深刻である、と認定した。また、(d) 代替措置に関して、申立国が主張する 4 つの具体的な代替措置について、主に以下の理由からいずれも本件措置と同様の目的貢献度を有する非貿易制限的な代替措置とはいえない、とした。

(d)-i　最低購買年齢の引き上げ：本代替措置は、限定された年代に対するタバコ製品の利用可能性にのみ影響し、他の年代による喫煙の開始・中断・再開に影響しないこと、本件措置と比べてタバコ製品の需要自体に影響を与えることができないことから、本件措置を代替するものとはいえず、本件措置と同程度の貢献度があるとはいえない。

(d)-ii　タバコ製品の税引き上げ：増税には低価格品に置換させる効果（“downtrading”、“downward substitution”）があると認識されていることに鑑みると（輸入品の貿易量に影響しうることは本件措置と変わらず）、申立国は増税が本件措置より貿易制限度が少ないことを立証できていない。また、増税は、本件措置が包括的なタバコ管理規制の一環として対応しているタバコ製品の需要に関する側面に対応していないので、本件措置を代替するものとはいえず、本件措置と同程度の貢献度があるとはいえない。

(d)-iii　反タバコに関するソーシャル・マーケティング・キャンペーンの改善：タバコ減少に対して本件措置と同等の効果があるとすれば、少なくとも同等の貿易制限度はある。また、本代替措置はブランディング要素（ブランドの活用により商品を魅力的に見せる要素）の削除を含まず、包装上のブランドによって矛盾したメッセージを発することによって既存のソーシャル・マーケティング・キャンペーンの効果を損なってしまうため、本件措置を代替するものとはいえず、

本件措置と同程度の貢献度があるとはいえない。

(d)-iv　pre-vetting（個別包装の事前審査）：裁量の余地が広く判断ミスの可能性が生じる点で、本件措置と同程度の貢献度があるとはいえない。

パネルは上記各要素を総合的に検討した結果、特に本件措置が包括的なタバコ規制の一環として機能するという側面に鑑みて、より非貿易制限的で同等の目的貢献度を有する代替措置が存在しないことを考慮し、結論として、TBT 協定 2.2 条違反を認めなかった。

なお、TBT 協定 2.5 条に基づき、本件措置がタバコ規制枠組条約に基づく「関連する国際規格」に適合し、国際貿易に対する不必要な障害をもたらさないと推定されるとの豪州の主張に関して、同条約に基づくガイドラインは、明確さ・詳細さが不十分であるため、「文書」性や「一般的及び反復的な使用」等の要素を充足せず、「規格（standard）」（別表 1 第 2 条）に当たらないとし、2.5 条の適用を否定した。

また、②TRIPS 協定上の主要論点に関する判断は以下のとおり：

(i)（TRIPS 協定 2.1 条（パリ条約 6 条の 5））他の同盟国が登録の結果与えるべき保護は、同国において商標登録の結果与えられる保護を指し、与えられるべき保護の実体的内容は規定されていないので、パリ条約 6 条の 5・TRIPS 協定 2.1 条違反は認められない；

(ii)（TRIPS 協定 15.4 条）15.4 条は、商標となる適格性を有する記号について、物品・サービスの性質を原因として登録を拒絶されてはならない旨の規定であり、登録後の商標の保護の範囲・内容については規定していないので、15.4 条違反は認められない；

(iii)（TRIPS 協定 16.1 条）16.1 条上の商標の保護は、商標保有者が商標を使用する権利を含まず、権限のない第三者の使用を排除する権利に留まり、また、申立国は本件措置による商標の識別能力の低下によって、商標権者が混同の可能性を示して権限のない使用を防止する能力を制約する、とも主張するが、この点は立証できていないので、16.1 条違反は認められない。

また、(iv)（TRIPS 協定 20 条）に関しては、まず、20 条上保護される商標の「使用」とは、識別機能を制限するものに限定されず、幅広い商業的、宣伝的、販売促進的行動を含むため、本件措置は商標の使用を妨げる「特別な要件」にあたる、とした。

また、20 条の判断においては、特別な要件による負担を十分に裏付ける正当化事由や理由が存在するかを検討する必要があるという判断基準を初めて提示し、考慮要素として、特別な要件による負担の性質・程度、特別な要件の理由、当該理由が負担を十分に裏付ける内容であるか、を挙げた。これらの要素に関して、まず、本件措置による負担については、商標保有者に対して、図形的要素から経済的価値を得ることを禁じる点で、広範囲（far-reaching）であるとした。次に本件措置の理由・正当化事由については、TBT 協定 2.2 条における判断と同様、タバコ製品の使用・露出の減少であるとした。最後に、当該理由が負担を十分に裏付けるかに関して、理由が負担を十分に裏付けられる限りにおいて、政策目的に対応するための介入態様の選択については加盟国に一定の裁量があるとしつつ、合理的に利用可能な代替措置が存在し政策目的上同等の成果を達成しうる場合には被申立国が提示する理由について疑義が生じうるとして、代替措置の検討に進んだ。そのうえで、TBT 協定 2.2 条に関して検討したとおり、申立国が主張する代替措置は目的に対する同等の貢献度を持つとはいえず、豪州が政策的介入の態様に関する裁量を超えたとは認められない、とし、本件措置による負担が広範囲であるとしても、本件措置は、豪州の包括的なタバコ管理規制の一部として既存規制を補充するものとして設計され、タバコ製品の使用・露出を制限することによって、公衆衛生の向上という目的に貢献しうるものであり、実際に貢献しているため、本件措置の適用による商標使用に対する負担は本件措置の理由によって十分に裏付けられるといえる、とし、20 条違反は認められないと結論づけた。

その後、2018 年７－８月にホンデュラス（DS435）・ドミニカ共和国（DS441）が上訴し、本ケースは現在、上級委委員会手続に係属している。

（8）ロシアー鉄道装置（TBT 協定）（DS499）

ウクライナは、2015 年 10 月、ロシアが課している鉄道装置及び鉄道部品等の輸入に関する措置により、ウクライナ産品が実質的に輸入できない状態にあるところ、TBT2 条、5 条（適合性評価手続）等に違反するとして、GATT 第 22 条に基づく協議を要請、2016 年 12 月にパネルが設置された。

本件の対象となった措置は、①鉄道装置等の品質を証明する書類の停止、新規発行の拒否などにより、組織的にロシアへの輸入を防ぐ措置、②ウクライナの鉄道製品の生産者について、証明書の停止や新規発行の

拒否、及び③CU Technical Regulation001/2011 に基づき発行されたウクライナの鉄道製品供給者の証明書を認めないことである。ウクライナは、①について、最恵国待遇義務違反（GATT1.1 条）等、②については適合性評価手続が内外差別的であってはならず、MFN である必要があるとする TBT5.1.1 条、適合性評価手続が国際貿易に不必要な障害をもたらす目的でなされてはならず、必要以上に厳重なものであってならないと定める TBT5.1.2 条、手続きの審査を速やかに行うべきとする TBT5.2.2 条等に違反し、③についても、TBT2.1 条、5. 1.1 条、TBT5.1.2 条、GATT1 条、GATT3.4 条等に違反すると主張した。

パネルは 2018 年 7 月に報告書を配付した。適合性の証明を停止する指示については、立証が不十分として TBT5.1.1 条不整合とはされた。パネルは、ウクライナの安全状況に鑑み、ロシアの審査官の生命と健康に対するリスクがあり、適合性評価にはウクライナ国内での調査が必要であったものの、審査官を同国に派遣できなかったとし、他の輸出国の状況とウクライナの状況とでは比較可能性がなく、差別的とはいえないとした。また、適合性評価手続きが必要以上に厳重（TBT5.1. 2 条）とするウクライナの主張も立証不十分として認めなかった。なお、ロシアの機関が適合性評価手続の結果を正確かつ十分な方法で申請者に伝達しなかったとして、TBT5.2.2 条不整合とした。

また、証明の拒否についても、審査官を送れなかったためであり、TBT5.1.1 条不整合は上記同様、認められなかった。他方、証明拒否については、一部はサンプル審査などウクライナ国外での審査が可能であったとし、他の合理的な手法もあったにも関わらず、行わなかったことはウクライナ産品について、強制規格への適合性審査をより厳重に行っているとして、一部措置は TBT5.1.2 条不整合とした。なお、一部措置については、正確かつ十分な情報提供（TBT5.2.2 条）の不整合が認められた。

ロシア以外の CU による証明を認めないことについては、強制規格に該当しないとし、TBT2.1 条不整合は認められなかったが、ウクライナ製品を他国産品や国内産品よりも不利に扱っているとして GATT1.1 条及び 3.4 条違反が認められた。

システミックな輸入を防ぐ措置については、立証不十分として GATT 違反は認めなかった。

ウクライナは、パネルの判断を不服として、2018 年 8 月に上級委員会への申立てを行った。